

横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱

制 定 令和5年 1月 23日 こ保支第 2355号（局長決裁）
最近改正 令和5年 11月 24日 こ保支第 1982号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）を踏まえ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づく特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）において医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の受け入れを推進するために実施する医療的ケア児サポート保育園事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱に定める用語の定義は、医療的ケア児支援法に定めるところによるものとする。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、保育所等を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

（実施施設の役割）

第4条 事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる役割を実施するものとする。

- (1) 常時、医療的ケア児を積極的に受入れること。
- (2) 対応できる医療的ケアの内容を段階的に拡充していくこと。
- (3) 保護者からの見学相談に応じること。
- (4) 他の保育所等からの見学、相談に応じること。
- (5) 医療的ケア児の受入れ状況などの事例を紹介すること。
- (6) 医療的ケア児の受入れを推進するための普及啓発に協力すること。

（実施施設の要件）

第5条 実施施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常時、医療的ケア児を1名以上受け入れられる体制をとること。
- (2) 複数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を配置していること。
- (3) 医療的ケア研修などの研修を受講し、対応できる医療的ケアを増やすこと。
- (4) 高度な医療的ケアへの対応に向けて、スキルアップを図ること。
- (5) 医療的ケア児サポート保育園として、横浜市のホームページ等で公表することに承諾すること。

(事業の開始)

第6条 事業実施者は、事業の実施を希望する場合には、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施申請書（第1号様式）」をこども青少年局長に提出しなければならない。

- 2 こども青少年局長は、前項の申請があったときは、必要に応じて、実地調査を行い、本事業の実施を認定するものとする。
- 3 こども青少年局長は、前項の規定により本事業の実施を認定したときは、事業実施者に対し、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施認定通知書（第2号様式）」により通知する。
- 4 こども青少年局長は、事業の実施を認定しなかったときは、その旨を事業実施者に対し、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施不認定通知書（第3号様式）」により通知する。

(事業実施内容の変更)

第7条 事業実施者は、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施申請書（第1号様式）」の内容に変更が生じた場合は、速やかに、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施内容等変更申請書(第4号様式)」をこども青少年局長に提出しなければならない。

- 2 こども青少年局長は、前項の規定により本事業の実施内容等変更を認定したときは、事業実施者に対し、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業内容等変更認定通知書（第5号様式）」により通知する。

(事業の認定取消)

第8条 事業実施者は、事業の認定を取り消す場合は、速やかに、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業認定取消申請書（第6号様式）」をこども青少年局長に提出しなければならない。

- 2 こども青少年局長は、前項の規定により本事業の取消を認定したときは、事業実施者に対し、「横浜市医療的ケア児サポート保育園事業認定取消通知書（第7号様式）」により通知する。
- 3 第1項の申請にあたっては、事前に医療的ケア児の保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。
- 4 第1項の規定によらず、こども青少年局長は、実施施設が第5条の要件を満たさない場合、認定の取消ができるものとし、事業実施者に対し、第2項に規定する方法により通知する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項は、医療的ケア児支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びに関係法令、通知等に定めるところによるものとする。

- 2 こども青少年局長は、事業の実施状況について、必要に応じて事業実施者へ状況確認することができるものとする。

附 則

(施行)

この要綱は、令和5年1月23日に施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。